

# 提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
5	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和	出雲市	1～8
2	里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化	鳥取県	9～14
3	病児保育施設を整備する者の範囲に係る規制緩和	大阪府	15～20
1	特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大	豊中市、堺市、 指定都市市長会	21～29
13	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長	大阪府	30～36
		広島県	37～41
		宮城県	42～51
		沖縄県介護保険 広域連合	52～62
14	小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し	島牧村	63～74
18	へき地における同一開設者の病院間での転院に関する取扱いの見直し	岩手県	75～89
32	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	熊本市	90～100



# 社会福祉法人が放課後児童クラブを 設置する場合の要件の緩和

令和元(2019)年7月11日

出雲市

# 1. 提案事項

社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合、現行制度では国及び地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することはできないところ、国及び地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することができる特例を設ける。

## 2. 出雲市の放課後児童クラブの現状

年度	施設数	定員数合計	登録児童数	待機児童数
H27	44	2,215	1,821	17
H28	44	2,244 (+ 29)	1,940 (+119)	00 (-17)
H29	44	2,363 (+119)	2,014 (+ 74)	38 (+38)
H30	45	2,482 (+119)	2,084 (+ 70)	65 (+27)
R1	46	2,538 (+ 56)	2,218 (+134)	93 (+28)

※各年 5 月 1 日現在 ※( )内前年比

- ◆利用ニーズ増加に対応するため、公設クラブの施設整備等により全体定員数の拡充を行っている。
- ◆加えて、H29以降、社会福祉法人による事業参入（施設整備）を進めている。  
(H30以降の施設数2増は法人クラブの新設によるもの)
- ◆しかし、利用ニーズの高い小学校区では希望者全員の入会ができず、待機児童数も増加している。

**待機児童の早期解消のため、公設・民設を問わず受入枠の拡充が急務!!**

### 3. 具体的な支障事例

#### ○保育所を運営する社会福祉法人の事例

保育所が存する小学校区にある放課後児童クラブで待機児童が発生している状況を踏まえ、社会福祉法人から

- ・ 卒園生たちが小学生になり、放課後児童クラブを利用できるよう、法人としてクラブを設置したい。

- ▶ 資金的に用地取得は困難なので、地方公共団体以外の者が所有する土地を借地して施設整備をしたい。

といった事業実施意向が示された。

⇒出雲市としても、子ども・子育て支援整備交付金を活用して施設整備の

補助を行うことにより、法人の支援を行いたいが、社会福祉法に基づく

次の規定が支障となる。

# ■ 社会福祉法人の認可について(H12.12.1 付け厚生労働省通知)

## 別紙1 社会福祉法人審査基準

### 第2 法人の資産

#### 1 資産の所有等

##### (1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

##### ㊦ (2) 特例

#### 工 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(H12.9.8 付け厚生労働省通知) に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

# ■ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(H12.9.8 付け厚生労働省通知)

## 1 要件緩和の内容

(1) 既設法人が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業所      ② 情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設
- ③ 障害福祉サービス事業      ④ 保育所又は児童家庭支援センター

9

- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

※ 幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業においても、保育所と同様の取扱いが認められている。(「社会福祉法人の認可について」第2の(2)のキ)

**放課後児童クラブはこの要件緩和の該当施設に含まれていない。**

◆既設法人が通所施設を設置する場合、その不動産の所有について一定の要件緩和が認められているが、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、該当施設に含まれていない。

◆この通知の解釈について、厚生労働省に疑義照会。（平成 30 年 10 月）

Q 通所施設設置にあたっての要件緩和については、厚生労働省通知にて要件緩和対象事業が列挙してあるが、放課後児童クラブは緩和対象に記載されていないので借地への設置はできないと考えてよろしいか。

A お見込みのとおり。

◆結果的に、法人は事業の実施を断念することとなった。

### 3. 制度改正による効果

提案が実現されることにより、次の効果が期待される。

- ・ 施設整備に係る事業費の軽減につながるため、社会福祉法人による事業参入が円滑に行える。
- ・ 用地確保が容易になることで、児童数の増加が見込まれる校区など、  
高まる利用ニーズに対応できる機動性・弾力性を確保できる。
- ・ 事業を行う社会福祉法人の増加により、放課後の児童の居場所を拡充し、待機児童の解消に資する。

◇国の「新・放課後子ども総合プラン」でも、待機児童の早期解消等のため放課後児童クラブの追加的整備が不可欠とされている。(待機児童解消のため 2021 年度末までに約 25 万人、女性就業率の上昇を踏まえ 2023 年度末までに約 30 万人の受け皿整備)

⇒国の方策に対応した施設の量的整備を進めやすくなる。

# 里帰り出産時における 一時預かり事業の対応の明確化



令和元年7月11日



小さな支えが大きな安心  
子育て王国 鳥取県



# 制度の現状

## 一時預かり事業とは

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(児童福祉法第6条の3第7項)

対象児童は・・・

「主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児」

(児童福祉法施行規則第36条の35)



### 「主として」の解釈（厚生労働省の回答）

基本的には保育の必要ない児童が保育者の事情により一時的に預かるものであるが、市町村の判断で例外もある可能性もあるため、「主として」という表現にしているもの。』



# 提案事項

利用対象児童について、里帰り出産時など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を**居住地外の保育所等でも受け入れ可能かどうか明確にするとともに、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取扱いの明確化**を求める。

## 具体的な内容

- ◆ 里帰り出産では、入所している居住地の保育所等へ通園することは困難。「一時預かり事業の対象児童」に里帰り出産等により在籍園に通園困難となる児童を含むことの明確化を求める。
- ◆ 子ども・子育て支援交付金に係る児童一人当たりの居住自治体負担額について、全国一律の単価設定を求める。（現在は利用人数等により変動）
- ◆ 在籍園における施設型給付費の取扱いの明確化を求める。
- ◆ 自治体間での調整等にかかる具体の事務手続を示されたい。



# 鳥取県の現状

## 一時預かり事業の実施状況

分類	市町村数	施設数
①一般型	16市町	57施設
②幼稚園型	4市	25施設

※実施市町村数及び施設数は、「H30子ども・子育て支援交付金」の実績報告より抽出

※③余裕活用型及び④居宅訪問型の実施施設なし。

## 12 市町村の取扱い



A市

条件付きで特例として認めています。  
 (特例条件) ①本市内に実家があること、②週3回まで、または月12日までの連続利用、  
 ③居住地で教育・保育施設等に在籍していないこと

入所・在籍している乳幼児は認めていません。



B市



C町

入所・在籍している乳幼児については、町の単独事業として受け入れています。



**取扱いが統一されていない**



# 支障事例

## ①利用者の支障

- ◆ 利用可否の扱いが自治体間で異なることによる不公平感
- ◆ 退所すれば再度入所できる保障はないため退所したくないが、祖父母は働いており、上の子を連れての里帰り出産に踏み切れない

## ②保護者への説明

- ㉞ ◆ 二重在籍を認めないこと、一時的な退所が必要なことの根拠が不明確なため、保護者への説明に苦慮
- ◆ 他の自治体では利用可能と言われ、保護者と揉める場合がある

## ③自治体の事務手続

- ◆ 同一児童に対する二重給付に該当するか不明瞭のため、交付金対象の可否も不明確  
⇒ 自主事業により行わざるを得ない
- ◆ 広域利用による市町村間での特に、確認手続きや負担金のルールがない中での調整は大変手間がかかる



# 改正による効果

- ◆ 明確な規定で実施しやすくなり、未実施自治体への事業開始が期待できる。
- ◆ 自治体間調整に係る事務負担が軽減され、広域利用の拡大に寄与。

産前産後の身体的な負担を軽減し、産み育てやすい環境が整備され、子育てしやすい社会の実現に貢献!!

多子を希望する子育て世帯の増加が期待

<イメージ>

14

居住市町村

帰省先市町村

